

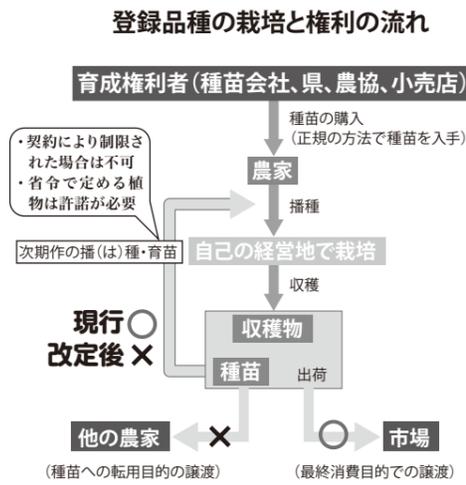
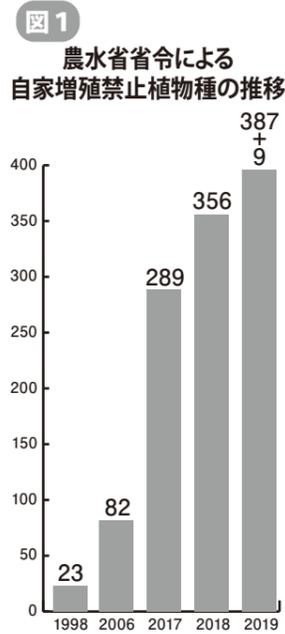
種苗法改悪—人類共通の種子を多国籍アグリビジネス企業が独占

種苗法とは、なぜ今改定？

食料と農業の根幹となる種子や苗の開発・利用について定めた「種苗法」の改定案が今国会で審議されます。この改定の理由として国は、ブドウの「シャインマスカット」など日本で開発された優良品種が海外に持ち出され、栽培されていることを問題視し、「自家増殖の原則禁止」を盛り込むようとしています。「自家増殖」とは購入した種子や苗を利用して育て、収穫したもののなかから、形状や品質の良いものを選んで翌年の種や苗として再利用することをいい、現在は「原則自由」で農家では広く行われています。

種苗の品種には、独自の特性を持った品種として「登録」して25年（果樹は30年）以内の品種を「登録品種」、在来種やこれまで登録したことのない品種、コシヒカリなど登録期限の切れた品種を「一般品種」と区別しています。今回の種苗法改定は、「登録品種」に限って自家増殖を原則禁止とし、自家増殖する場合は育成者にお金を支払い「許諾制」にしようとしています。

国はコシヒカリをはじめ、流通している品種の多くは一般品種で、今回の種苗法改定で自家増殖禁止にするのは登録品種のみなので、これまでどおり自家増殖できると説明しています。しかし、図1のように国はこの間、自家増殖禁止品種を増加させており、今後一般品種が増殖禁止の対象とされる可能性も否定できません。



種苗法改正では海外流出を防げない

農水省は今回の改正理由を「国内で開発された優良品種の海外流出防止のため」と強調しています。しかし、これまで農水省は自ら「海外へ登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」としてきました（2017年11月1日食料産業局知的財産課）。すでに農水省自身が、今回の種苗法改定では海外流出を防ぐことができないことを認めています。

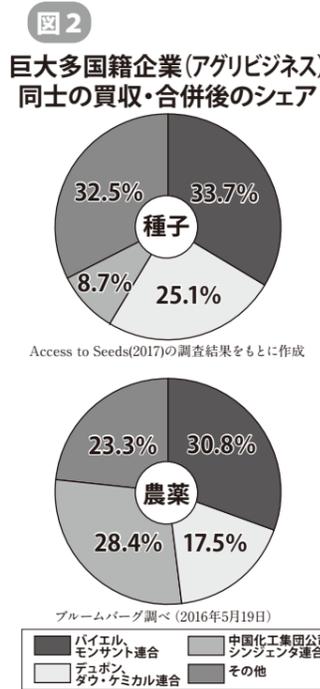
国、都道府県が開発した品種の知見を民間企業に提供

2018年に成立した「農業競争力強化支援法」では、国や都道府県などが開発した種子や種子の生産に関する知見を、民間事業者へ提供することを明記しており、農水省は「民間事業者とは、国内の企業だけではない」と答弁しています。つまり、海外の企業が入手した知見をもとに新たな品種開発を行

い、その品種を海外で登録することがすでに可能になっているのです。今回の種苗法改定の真意は、農民に自家増殖を禁止し、種子を企業のビジネスとして成功させることが本場の狙いだといえます。安倍首相の言う「企業が世界一活動しやすい国を作る」アベノミクスの一環であり、種子の公共性を企業に売り渡そうとするものです。

種子の独占強めるアグリビジネス

世界の巨大多国籍企業（アグリビジネス）が種子の特許を独占し、さらに大きな儲けを上げようとしています。①独バイエルン社がモンサント社を買収、②米デュポン社と米ダウ・ケミカル社が経営統合、③中国の科学集団会社がスイス・シンジェンタ社を買収するなど巨大多国籍企業同士の買収・合併が相次いでいます。こうして、3つのグループで種子や農業の売り上げの約7〜8割を占めるなど独占が進んでいます。（図2）



アグリビジネスによる生命特許戦略

種子の企業支配をもたらし、支配の手段となってきたのが知的所有権です。1961年にUPOV（ユポフII植物の新品種保護に関する国際条約）が成立し、それに呼応し日本では種苗法が制定されました。

こうしたアグリビジネスの生命さえ特許で独占する戦略は、80年に微生物、85年に植物、88年に動物が特許の対象になりました。98年に遺伝子特許も成立し、「遺伝子特許を制する者が種子を制し、種子支配が食料支配をもたらし、食料を制する者が世界を制する」という強大な構図ができたのです。

我々の種子は我々の未来

国際農民組織ピア・カンパシーナは2013年に発表した「我々の種子は我々の未来」という声明文で「種子は1回で誕生したのではなく、誕生後もずっと同じではない。種子は『もの』ではなく、恒常的な再創造の過程にある」と指摘しています。種子の進化は、農民によって自家増殖が繰り返されることによって、その地域の自然と栽培管理に合うよう変化し、それぞれ多様な味や風味が作りあげられてきたのです。しかし自家増殖を禁止し、種子を購入するようになれば、進化のサイクルは遮断され、種子は企業に握られ、多様性は失われてしまいます。

種子に対する権利は農民にある

2018年国連は「農民の権利宣言」で種子に対する権利が農民にあることを明確にし、自家増殖・種子の保管・交換の自由を保障するための締約国の義務を明確にしました。種苗法改定はこの世界の流れにまったく逆行しています。

家族農業を守り発展させる世界の運動と合流し、種子の多様性を守り、生物・遺伝資源を特許化して金儲けの道具にする動きに対し、今こそ反対の声を上げましょう。

種苗法改定中止を求める請願署名ポスターが左記のアドレスからダウンロードできますので広めていただくようお願いいたします。
http://www.nouninren.ne.jp/index.shtml



農民連フラッシュ flash

安達女性部マスク作り

4月15日に安達地方農民連女性部がマスク作り体験を行い6名が参加しました。3密にならないように窓を開放し、ミシンは距離をとって3台設置、全員がマスクを着用しました。裁縫が得意な方の指導を受けながら1時間半ほどで立体マスクを完成させました。久しぶりにおしゃべりしながらの作業でとても楽しい時間をすごしました。



果樹農家の農作業の風景

東北地方では樹園地の花が満開を迎えています。美しく咲くたくさんの花々の中、手作業で摘花したり、受粉作業をするなど、果樹生産者の方々は忙しく農作業に動いています。



農作業には危険がいっぱい、事故に備えて農業労災保険に加入しましょう

農作業事故によって、ケガや病気になった場合

- ケガや病気の治療が無料で受けられます
- 労働できない場合、休業4日目以降の休業補償
- 障害が残った程度に応じた障害給付、傷病年金
- 死亡の場合、葬祭給付、遺族年金

農業労災保険は専業、兼業に関係なく農業をしている方対象の国の制度です。保険料は年1回の掛け捨て（4/1～翌年3/31）、保険料は自分の経営に見合った額を決められます。家族も加入でき、農業の経費になり節税にもなります。



【連絡先】
福島県農民連労災保険組合
福島市大森字日ノ下4-1
福島県農民連内 TEL 024-546-7229